

○浦添市都市公園条例施行規則

平成18年 3 月31日

規則第12号

改正 平成18年12月22日規則第34号

平成25年 3 月22日規則第 4 号

平成28年 3 月15日規則第19号

平成29年10月 4 日規則第45号

注 平成28年 3 月から改正経過を注記した。

浦添市都市公園条例施行規則（昭和55年規則第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、浦添市都市公園条例（平成17年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（公園施設の設置基準の特例）

第 2 条の 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する条例第 1 条の 4 第 2 項の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第 1 条の 4 第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に関する条例第 1 条の 4 第 2 項の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として条例第 1 条の 4 第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する条例第 1 条の 4 第 2 項の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第 1 条の 4 第 1 項又は前 2 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する条例第 1 条の 4 第 2 項の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の 2 を限度として条例第 1 条の 4 又は前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（行為の許可申請書）

第 3 条 条例第 2 条に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の 3 月前から 3 日前までに公園内行為許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する場合は、6 月前から 3 日前までに提出しなければならない。

（公園施設の設置及び管理等）

第 4 条 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに公園施設管理許可申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第 6 条の規則で定める公園は、浦添運動公園（浦添市仲間地内に位置する運動公園

をいう。以下同じ。)とする。

(平29規則45・一部改正)

(占用許可申請書)

第5条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(許可変更申請書)

第6条 条例第2条第1項に掲げる行為の許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、第3条の規定に準じて速やかに許可変更申請書(様式第5号の1)を指定管理者に提出しなければならない。

2 公園施設の設置若しくは管理の許可を受けた者又は公園の占用許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第4条及び第5条の規定に準じて速やかに許可変更申請書(様式第5号の2)を市長に提出しなければならない。

(許可書)

第7条 指定管理者は、第3条の規定による提出があった場合、許可したときは公園内行為許可書(様式第6号の1)を交付するものとする。

2 市長は、第4条及び第5条の規定による提出があった場合、公園施設の設置の許可を受けた者には公園施設設置許可書(様式第6号の2)を、公園施設の管理の許可を受けた者には公園施設管理許可書(様式第6号の3)を、公園の占用許可を受けた者には公園占用許可書(様式第6号の4)をそれぞれ交付するものとする。

3 前2項の場合において、それぞれ前条の規定による提出があった場合、許可事項の変更を認めるときは、変更許可書(様式第6号の5及び第6号の6)を交付するものとする。

(使用料及び利用料の計算方法)

第8条 使用料及び利用料の計算方法は、次に定めるところによる。

(1) 1日を単位として定めてある場合は、1日未満の端数は、1日とみなす。

(2) 1月を単位として定めてある場合において使用期間に1月未満の端数を生じたときは、その日数に応じて日割計算により算定する。

(3) 1平方メートルを単位として定めてある場合は、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとみなす。

(4) 1メートルを単位として定めてある場合は、1メートル未満の端数は、1メートルとみなす。

(5) 1年を単位として定めてある場合において使用期間に1年未満の端数を生じたときは、その月数に応じて月割計算により算定する。この場合において、1月未満の端数は1月とみなす。

(6) 100平方メートルを単位として定めてある場合は、100平方メートル未満の端数は、100平方メートルとみなす。

(使用料及び利用料の減免)

第9条 条例第12条第3項及び条例第21条第3項に規定する使用料及び利用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公的団体が、公用若しくは公益のために使用するとき。
 - (2) 市が主催する事業のため使用するとき。
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による中学校、小学校若しくは幼稚園の生徒、児童若しくは園児又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による児童福祉施設の児童が授業又は保育上の目的のため教職員に引率されて使用するとき。
 - (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料又は利用料の減免を受けようとする者は、使用料については、使用料減免申請書（様式第7号の1）を市長に、利用料については、利用料減免申請書（様式第7号の2）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用料の減免を許可したときは、使用料減免許可書（様式第8号の1）を、指定管理者は、利用料の減免を許可したときは、利用料減免許可書（様式第8号の2）を交付するものとする。

（平29規則45・一部改正）

（使用料及び利用料の返還）

第10条 条例第12条第4項及び条例第21条第4項の規定による使用料及び利用料を返還する場合は、次のとおりとする。

- (1) 法第27条第2項の規定により許可を取り消したとき 全額
 - (2) 条例第13条第2項の規定により許可を取り消したとき 全額
 - (3) 不可抗力により公園を使用できなくなったとき 全額
 - (4) 公園の使用又は占用開始の日の5日前までに許可の取消しを申し出たとき 2分の1の額
- 2 前項の規定により、使用料及び利用料の返還を受けようとする者は、使用料については、使用料返還申請書（様式第9号の1）を市長に、利用料については、利用料返還申請書（様式第9号の2）を指定管理者に提出しなければならない。

（届出）

第11条 条例第15条第1号から第5号の規定による届出は、届書（様式第10号の1）により、条例第15条第6号の規定による届出は、届書（様式第10号の2）によらなければならない。

（指定管理者の指定申請書等）

第12条 条例第18条第1項の規定による申請は、浦添市都市公園指定管理者募集要項によるものとする。

2 条例第18条第2項の規定による添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第19条第4号の規則で定める公園は、浦添運動公園とする。
(平29規則45・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の浦添市都市公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の浦添市都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成18年12月22日規則第34号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月4日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

公園内行為許可申請書		第	年	月	号	日
浦添市都市公園指定管理者		殿				
		住所				
		申請者氏名				
		連絡先				
		印				
次のとおり公園を利用したいので申請します。						
行為を行う公園 及び場所						
行為の目的						
行為の内容						
利用する面積						
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
入場料等の徴収	有 無					
その他必要事項						

様式第2号

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
浦添市長 殿	
住 所	
申請者 氏 名	
連絡先	
印	
次のとおり公園施設を設置したいので申請します。	
施設を設置する公園 名 及 び 場 所	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 設 の 構 造	
施 設 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事着手及び完了予 定 年 月 日	着 手 年 月 日 完了予定 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
施設の種類及び数量	
入 場 料 等 の 徴 収	有 無
そ の 他 必 要 事 項	

様式第3号

公園施設管理許可申請書	
年 月 日	
浦添市長 殿	
住 所	
申請者 氏 名	
印	
連絡先	
次のとおり公園施設を管理したいので申請します。	
公園施設を管理する 公園名及び場所	
公園施設管理の目的	
公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類 及び数量	
公園施設の管理方法	
入場料等の徴収	有 無
その他必要事項	

様式第4号

公園 占 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
浦添市長 殿	
住 所	
申請者 氏 名	
印	
連絡先	
次のとおり公園を占有したいので申請します。	
占 用 す る 公 園 名 及 び 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 工 作 物 又 は 施 設 の 構 造	
占有物件の管理方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着 手 年 月 日 完了予定 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
入 場 料 等 の 徴 収	有 無
そ の 他 必 要 事 項	

様式第5号の1

許 可 変 更 申 請 書	
第 年 月 日 号	
浦添市都市公園指定管理者 殿	
住 所	
申請者 氏 名 印	
連絡先	
次のとおり変更したいので申請します。	
許 可 さ れ た 事 項	
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第5号の2

許 可 変 更 申 請 書	
年 月 日	
浦添市長 殿	
住 所	
申請者 氏 名	
印	
連絡先	
次のとおり変更したいので申請します。	
許 可 さ れ た 事 項	
指 令 番 号 及 び 年 月 日	浦添市指令第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第 6 号の 1

住所		第 号 年 月 日
氏名 殿		
浦添市都市公園指定管理者		印
公園内行為許可書		
年 月 日申請のあった公園の利用許可については、次のとおり許可します。		
行為を行う公園名 及 び 場 所		
行 為 の 目 的		
行 為 の 内 容		
利 用 す る 面 積		
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
入 場 料 等 の 徴 収	有 無	
そ の 他 必 要 事 項		
許可条件 都市公園法及び浦添市都市公園条例を守ること。		

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浦添市長に対して審査請求を
することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、
処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内で
あっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月
以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができな
くなります）。

様式第 6 号の 2

		浦添市指令第		号
		年		月
				日
住所				
氏名	殿			
		浦添市長		印
公園施設設置許可書				
年 月 日申請のあった公園施設の設置については、次のとおり許可します。				
公園施設を設置する公園名及び場所				
設置の目的				
設置の期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
設置の構造				
施設管理の方法				
工事実施の方法				
工事着手及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了予定 年 月 日			
公園の復旧方法				
施設の種類及び数量				
入場料等の徴収	有 無			
その他必要事項				
許可条件 都市公園法及び浦添市都市公園条例を守ること。				

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。なお、国土交通大臣に対する再審査請求は、浦添市長への審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 から 2 までのいずれかに該当するときは、浦添市長への審査請求の裁決を経ないで再審査請求をすることができます。1. 当該処分につき審査請求をした日の翌日から 3 か月を経過しても浦添市長が当該審査請求につき裁決しないとき。2. その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦添市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

様式第 6 号の 3

住所 氏名		浦添市指令第 号 年 月 日	
殿		浦添市長 印	
公園施設管理許可書			
年 月 日申請のあった公園施設の管理については、次のとおり許可します。			
公園施設を管理する 公園名及び場所			
管理の目的			
管理の期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
公園施設の種類 及び数量			
管理の方法			
入場料等の徴収	有 無		
その他必要事項			
許可条件 都市公園法及び浦添市都市公園条例を守ること。			

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。なお、国土交通大臣に対する再審査請求は、浦添市長への審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の1から2までのいずれかに該当するときは、浦添市長への審査請求の裁決を経ないで再審査請求をすることができます。1．当該処分につき審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても浦添市長が当該審査請求につき裁決しないとき。2．その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 6 号の 4

住所 氏名		浦添市指令第 号 年 月 日	
殿		浦添市長 印	
公園 占 用 許 可 書			
年 月 日申請のあった公園の占用については、次のとおり許可します。			
占 用 す る 公 園 名 及 び 場 所			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
占 用 工 作 物 又 は 施 設 の 構 造			
占用物件の管理方法			
工 事 実 施 の 方 法			
工 事 の 着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着 手 年 月 日 完了予定 年 月 日		
公 園 の 復 旧 方 法			
入 場 料 等 の 徴 収	有 無		
そ の 他 必 要 事 項			
許 可 条 件	1. 都市公園法及び浦添市都市公園条例を守ること。2. 使用料の納付を怠ったときは、許可を取り消す。3. 公園管理上その他公共福祉のため、必要があるときは、許可を取り消し又は占用物件の改築、移転、除却を命ずることがある。4. 占用期間が満了した場合または占用を取り消された場合は、速やかに原状に回復しなければならない。		

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。なお、国土交通大臣に対する再審査請求は、浦添市長への審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 から 2 までのいずれかに該当するときは、浦添市長への審査請求の裁決を経ないで再審査請求をすることができます。1. 当該処分につき審査請求をした日の翌日から 3 か月を経過しても浦添市長が当該審査請求につき裁決しないとき。2. その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦添市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 6 号の 5

住所		第 号
氏名 殿		年 月 日
浦添市都市公園指定管理者		印
変 更 許 可 書		
年 月 日申請のあった許可変更については次のとおり許可します。		
許可された事項		
許可番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日	
変 更 事 項		
変 更 理 由		
その他必要事項		
許可条件		

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

様式第 6 号の 6

浦添市指令第 号 年 月 日	
住所	
氏名	殿
浦添市長 印	
変 更 許 可 書	
年 月 日申請のあった許可変更については次のとおり許可します。	
許可された事項	
指令番号及び 年 月 日	浦添市指令第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
その他必要事項	
許可条件	

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。なお、国土交通大臣に対する再審査請求は、浦添市長への審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 から 2 までのいずれかに該当するときは、浦添市長への審査請求の裁決を経ないで再審査請求をすることができます。

- 1. 当該処分につき審査請求をした日の翌日から 3 か月を経過しても浦添市長が当該審査請求につき裁決しないとき。
- 2. その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦添市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

様式第7号の1

使 用 料 減 免 申 請 書							
年 月 日							
浦添市長 殿							
住 所							
申請者 氏 名 印							
連絡先							
次のとおり使用料の減額・免除を申請します。							
使用目的							
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで						
減額・免除の理由							
指令番号及び 年 月 日	浦添市指令第		号	1 規定使用料 _____円			
	年 月 日			2 減免した額 _____円			
				3 差引納付額 _____円			
決 裁		市長	副市長	部長	課長	係長	係

様式第7号の2

利 用 料 減 免 申 請 書							
						第 年	号 月 日
浦添市都市公園指定管理者 殿							
住 所							
申請者 氏 名						印	
連絡先							
次のとおり利用料の減額・免除を申請します。							
利用目的							
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで						
減額・免除の理由							
許可番号及び 年 月 日	第 年	号 月	日	1 規定利用料	円		
				2 減免した額	円		
				3 差引納付額	円		
決 裁							

様式第 8 号の 1

住所		浦添市指令第 年 月 日		号
氏名		殿		
		浦添市長		印
使 用 料 減 免 許 可 書				
年 月 日付申請の使用料減額・免除について、次のとおり許可します。				
使 用 目 的				
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
使 用 料				
減 免 し た 額				
差 引 納 付 額				
備 考				

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に浦添市長に対して審査請求を
することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

教示 2 この処分の取消しを求める訴えは、上記 1 の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、
浦添市を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後で
なければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 号の 2

住所		第 年	月	号 日
氏名		殿		
		浦添市都市公園指定管理者		
		印		
		利 用 料 減 免 許 可 書		
		年 月 日付申請の利用料減額・免除について、次のとおり許可します。		
利 用 目 的				
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利 用 料				
減 免 し た 額				
差 引 納 付 額				
備 考				

使用料返還申請書

浦添市長殿

住所
申請者氏名
連絡先

年 月 日印

次のとおり使用料の返還を受けたいので申請します。

使 用 目 的						
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで					
指令番号及び 年 月 日	浦添市指令第 号 年 月 日					
返還の理由						
返 還 額	既 納 使 用 料	返 還 割 合		返 還 額		
	円	割		円		
※ 返還額については、管理者が記入 ※						
決 裁	市長	副市長	部長	課長	係長	係

様式第9号の2

利 用 料 返 還 申 請 書						
年 月 日						
浦添市都市公園指定管理者 殿						
住 所						
申請者 氏 名 印						
連絡先						
次のとおり利用料の返還を受けたいので申請します。						
利 用 目 的						
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで					
許可番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日					
返還の理由						
返 還 額	既 納 利 用 料	返 還 割 合		返 還 額		
	円	割		円		
※ 返還額については、管理者が記入						
決 裁						

様式第10号の1

届 書	
年 月 日	
浦添市長 殿	
住 所	
申請者 氏 名	
印	
連絡先	
次のとおり届けます。	
公園名及び場所	
指令番号及び指令 年 月 日	浦添市指令第 年 月 日 号
届 出 事 項	
その他必要事項	

様式第10号の2

届書 年 月 日 浦添市都市公園指定管理者 殿 住所 申請者 氏 名 連絡先 印 次のとおり届けます。	
公園名及び場所	
許可番号及び 年 月 日	第 年 月 号 日
届出事項	
その他必要事項	